

(案)

総 量 削 減 計 画

(中間案)

※R4.3月時点

令和4年 月

京 都 府

## 総量削減計画（京都府）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち京都府の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに掲げる区域について、**令和4年1月24日**付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

### 1 削減の目標

**令和6**年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

#### （1）化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

区分	削減目標量(トン/日)	(参考) <b>令和元</b> 年度における実績量(トン/日)
生活排水	6	7
産業排水	4	5
その他	2	1
合 計	12	13

#### （2）窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

区分	削減目標量(トン/日)	(参考) <b>令和元</b> 年度における実績量(トン/日)
生活排水	6	7
産業排水	2	2
その他	5	5
合 計	13	14

### (3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

区分	削減目標量(トン/日)	(参考) 令和元年度に おける実績量(トン/日)
生活排水	0.6	0.7
産業排水	0.3	0.3
その他の	0.2	0.1
合 計	1.1	1.1

## 2 削減目標量の達成の方途

### (1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るには、事業場等の排水の処理はもとより、都市化に伴い汚濁負荷の要因となっている生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、生活排水について、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及び尿処理施設の整備を推進するとともに、高度処理化及び適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### ア 下水道の整備等

汚濁負荷量の削減において重要な役割を有している下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進する。この目標を達成するため、処理区域の拡大、処理場の増設等により処理能力の増強を推進し、普及率の向上を図るとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、京都市鳥羽水環境保全センターほか7箇所で実施しており、宇治市東宇治浄化センターほか1箇所においても整備の促進を図るものとする。

さらに、合流式下水道の改善については、京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」に基づき引き続き計画的に推進する。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
6	2, 193	2, 138 【1, 491】

※【】書きは、高度処理人口を示す（内数）。

#### イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設等の整備を推進する。令和6年度の想定処理人口は表5のとおり。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、水質汚濁防止法、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」（平成7年策定）、「京都市浄化槽取扱指導要綱」（昭和60年策定）等に基づき、設置並びに清掃、保守点検及び法定検査が適正に行われるよう指導する。

表5 処理形態別污水処理人口

年度	処理形態	処理人口（千人）
6	浄化槽、農業集落排水施設等	29

#### ウ し尿処理施設の整備

令和元年度におけるし尿処理施設の処理能力は、1日につき170キロリットルである。下水道の普及等の状況を考慮し、必要な処理能力を維持するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

### （2）総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、新設又は増設の施設については、既設の施設に比べてより高度な排水処理技術の導入が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、C<sub>c</sub>等の値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種そ

の他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、特定の業種については、排水量の規模別等に区分して設定するものとする。

### (3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、窒素及びりんについては、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

#### ア 生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)に基づき、住民に対し調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。

#### イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

排水量規模が1日につき30立方メートル以上であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)又は京都府環境を守り育てる条例の排水規制の対象となっている事業場等について、立入検査、排出水の調査等を実施し、その結果に基づき、汚濁負荷量削減の指導等を行うものとする。

さらに、その他の事業場等については、排出水の特性等の実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置を探るよう指導等を行うものとする。

#### ウ 農地に対する対策

農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づく「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成12年策定)、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」(平成7年策定、平成12年一部追加)等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとする。

#### エ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に

関する法律（平成11年法律第112号）に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」（令和3年策定）、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」（平成7年策定）等に基づき、汚濁負荷量の削減のため、家畜排せつ物の適正処理等を推進するものとする。

#### （4）教育、啓発等

この総量削減計画の実効を期すためには、事業者及び府民一人ひとりが環境保全に関する認識を持ち、水質汚濁防止のために行動を実践することが必要であり、このため、京都府環境を守り育てる条例等に基づき次の事業等を実践することにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対して、業界諸団体を通じ、又は各種講習会を開催することにより、この計画の趣旨及び内容について、正しい理解を求め、汚濁負荷量の削減に努めるよう周知徹底を図るものとする。

また、府民に対して、環境月間の事業等を通じ、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、家庭でできる対策の実践、河川等へのごみの不法投棄防止等について、関係府県、関係諸団体等の協力を得て、広報活動を展開するものとする。

#### （5）その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関する必要な事項

##### ア 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、公共用水域の水質を監視するほか、効果的な汚濁負荷量の監視体制の整備を図るとともに、事業場等について汚濁負荷量の測定施設等の整備、測定体制の確立等を指導する。

##### イ 底質環境の改善等

有機物等の堆積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ水環境の改善効果を把握又は影響評価しつつ底質汚泥の除去対策を講じるものとする。

また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。

##### ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

## **工 中小企業への助成措置等**

中小企業については、環境保全対策を講じていく上で多くの困難を伴うが、本計画の実効性を確保する観点から、公害防止体制の確立、公害防止施設の整備といった対策を実施することができるよう、技術指導をはじめとした支援の充実を図ることとする。

## **オ 広域的な連携の強化等**

環境保全のための対策の実施に当たっては、行政機関、N P O 及び民間企業等の地域の多様な主体が、地域の実情に応じ有機的に連携して取り組むことができるよう、適切な仕組みづくり等の推進を図ることとする。